

○ 国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為に対する措置に関する内規

制定	平成 27 年	3 月 27 日
改正	平成 27 年	8 月 3 日
	平成 28 年	3 月 29 日
	令和 3 年	7 月 1 日
	令和 6 年	3 月 25 日
	令和 7 年	10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この内規は、国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程第 12 条第 2 項に基づき、国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）において行われる研究に関する不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(総括及び処理)

第 2 条 不正行為に係る調査、審理及び判定並びに裁定は、国立大学法人山梨大学における公正研究責任者及び公正研究委員会に関する内規に規定する公正研究責任者（以下「公正研究責任者」という。）が総括し、公正研究委員会が処理する。

(職権による調査)

第 3 条 学長は、窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を公正研究責任者に命ずることができる。

(予備調査)

第 4 条 公正研究責任者は、国立大学法人山梨大学における不正行為の通報窓口に関する内規第 2 条第 2 項の規定により報告を受けた場合又は前条により調査の開始を命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。

2 公正研究責任者は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を置く。

3 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たり、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面に基づき、通報内容の合理性、調査可能性等について調査する。

4 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 公正研究委員会の委員のうち公正研究責任者が指名した者 若干名

(2) 申立てに係る調査の対象者（以下「調査対象者」という。）が所属する学域等の長

(3) その他公正研究責任者が必要と認めた者

5 予備調査委員会の議長は、前項第 1 号の委員のうち、公正研究責任者が指名した者をもって充てる。

6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。

7 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を公正研究委員会に報告しなければならない。

8 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとる。また、配分機関等及び文部科学省、申立者の求めに応じ開示する。

9 公正研究委員会は、第 7 項の報告に基づき、不正行為の存在の可能性を判定し、その結果を申立者及び調査対象者（第 6 項の規定により事情聴取を行った場合に限る。）に通知しなければならない。ただし、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

10 公正研究委員会は、通報を受け付けた日から 30 日以内に通報の内容の合理性を確認し

調査の可否を判断する。

(本調査)

- 第5条 前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合には、公正研究委員会は、本調査の実施決定の日から、30日以内に本調査を実施しなければならない。この場合において、本調査を実施する旨を配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 2 公正研究委員会は、必要に応じて調査専門委員会を置くことができる。
 - 3 公正研究委員会は、調査専門委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を申立者及び調査対象者に通知する。
 - 4 前項の通知を受けた申立者及び調査対象者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、公正研究委員会に対して調査専門委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
 - 5 公正研究委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査専門委員会委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び調査対象者に通知する。
 - 6 公正研究委員会又は調査専門委員会は、本調査の実施に当たり、申立者及び調査対象者からの事情聴取並びに申立てに係る書面に基づき、不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
 - 7 調査専門委員会は、次に掲げる委員を持って組織する。
 - (1) 公正研究委員会の委員のうち公正研究責任者が指名した者 若干名
 - (2) 学外の専門家（委員のうち半数以上）
 - (3) その他公正研究委員会が必要と認めた者
 - 8 調査専門委員会の議長は、前項第1号の委員のうち公正研究責任者が指名した者をもって充てる。
 - 9 第7項第1号、第2号及び第3号の委員は、申立者及び調査対象者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
 - 10 公正研究委員会及び調査専門委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 関係者からの事情聴取
 - (2) 関係資料の調査
 - (3) その他本調査の実施に関し必要と認められる事項
 - 11 調査専門委員会は、本調査の結果を公正研究委員会に報告しなければならない。
 - 12 調査専門委員会は、本調査の実施決定の日から、30日以内に本調査を開始しなければならない。

(証拠の保全)

- 第6条 調査専門委員会は、本調査を実施するに当たって、申立てのあった事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 申立てのあった事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査専門委員会は、申立てのあった事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
 - 3 調査専門委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、調査対象者の研究活動を制限してはならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

- 第7条 調査専門委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(審理及び判定)

- 第8条 公正研究委員会は、本調査の結果をもとに不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審理し、判定を行う。
- 2 公正研究委員会は、不正行為が行われなかったと判定される場合において、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の判定を行うものとする。また、この判定を行うに当たり、申立者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 公正研究委員会は、判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 公正研究委員会は、判定結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。ただし、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。
 - 5 公正研究委員会は、本調査を開始した日から150日以内に審理及び判定を取りまとめ、学長に報告しなければならない。
 - 6 前項に掲げる期間につき、150日以内に判定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び判定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

(判定の方法)

- 第9条 公正研究委員会は、申立者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの判定を行うものとする。
- 2 公正研究委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為を判定することはできない。
 - 3 公正研究委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と判定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

- 第10条 公正研究委員会は、速やかに、調査結果（判定を含む）を申立者、調査対象者及び調査対象者以外で研究活動上の不正行為に関与したと判定された者に通知するものとする。調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 公正研究委員会は、悪意に基づく告発との判定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(異議申立て)

- 第11条 申立者及び調査対象者は、第8条の判定の結果に異議がある場合は、学長に対して異議を申し立てることができる。
- 2 申立てが悪意に基づくものと判定された申立者（調査対象者の異議申立ての審議の段階で悪意に基づく申立てと判定された者を含む。）は、その判定について、第1項の例により、異議申立てをすることができる。
 - 3 第1項の異議申立ては、異議申立書を窓口に提出することにより行わなければならない。
 - 4 第1項の異議申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して14日以内に行わなければならない。

(不服審査委員会)

- 第12条 学長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するとともに、申立者又は調査対象者に通知するものとする。
- 2 不服審査委員会は、前条の異議申立てに基づき、公正研究委員会の判定結果及び関係資

料を検討し、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定するとともに、その結果を学長に報告しなければならない。

- 3 異議申立ての審査・再調査は、第5条で本調査を実施した同じ委員会が行う。4 学長は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定結果を、文書により申立者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。

(再審理)

- 第13条 学長は、不服審査委員会が再審理の必要があると認めたときは、公正研究委員会に対し、速やかに再審理を命ずるものとする。
- 2 公正研究委員会は、前項により再審理を命じられたときは、第5条及び第8条の規定を準用して再調査並びに再審理及び判定を行わなければならない。
- 3 公正研究委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 公正研究委員会は、前項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。ただし、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、通報窓口を通じて通知するものとする。調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 5 申立者及び調査対象者は、第2項の判定の結果に対して異議を申立てることはできない。

(裁定)

- 第14条 公正研究委員会は、第8条第1項（異議申立てに基づく再審理を行ったときは、前条第2項）の判定が行われた場合に、不正行為の有無及び程度について裁定を行う。
- 2 公正研究責任者は、前項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、公正研究委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置を行なうものとする。
 - (1) 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する学長及び調査対象者の所属する学域等の長への勧告
 - (2) 研究資金提供機関、関連教育研究機関等への通知
 - (3) 関連学会、学術誌編集委員会等への通知
 - (4) その他不正行為の排除のために必要な措置
- 3 公正研究責任者は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、学長に報告するとともに、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該裁定の概要について公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、公表内容を調査対象者に通知した後14日以内に意見を求め、その意見を付して公表するものとする。
- 4 前項の公表の方法については、別に定める。
- 5 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容、公正研究委員会及び調査専門委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 研究活動上の不正行為が行われなかったとの裁定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、調査対象者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 7 学長は、悪意に基づく申立てが行われたとの裁定がなされた場合には、申立者の氏名・所属、悪意に基づく申立てと裁定した理由、公正研究委員会及び調査専門委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。
- 8 学長は、不正行為の裁定又は申立てが悪意に基づくものとの裁定があった場合、当該者

に対し、内部規定に基づき適切な処置を行うこととする。

(調査中における一時的執行停止)

第15条 公正研究責任者は、必要に応じて調査対象者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。

(配分機関等及び文部科学省への報告及び調査への協力等)

第16条 公正研究委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等及び文部科学省に報告、協議しなければならない。

- 2 公正研究委員会は、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等及び文部科学省に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等及び文部科学省に提出するものとする。
- 3 公正研究委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに判定し、配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。
- 4 公正研究委員会は、配分機関等及び文部科学省の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関等及び文部科学省に提出しなければならない。
- 5 公正研究委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- 6 公正研究委員会は、異議申立てがあった場合、異議申立てがあったこと、異議申立ての却下、再審理開始の決定、再審理の結果について、配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

(調査対象者の保護)

第17条 公正研究責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、公正研究委員会の議を経て、研究活動の正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第18条 公正研究委員会、予備調査委員会、調査専門委員会及び不服審査員会は、事情聴取を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、申立者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第19条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

- 第20条 本学の役員及び職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対する不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 公正研究責任者は、前項の申し立てに関係した者が不利益な取り扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第21条 不正行為に係る申立てにかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正目的の申立て)

第22条 公正研究責任者は、不正行為に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立て（以下「不正目的の申立て」という。）を行った者については、公正研究委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 学長及び公正研究責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対する不利益な取り扱いをしてはならない。

(論文等の取下げ等の勧告)

第23条 公正研究責任者は、被裁定者に対して、研究活動上の不正行為と裁定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被裁定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を公正研究責任者に行わなければならない。

3 公正研究責任者は、被裁定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(庶務)

第24条 研究に係る不正行為が生じた場合における措置に関する庶務は、関係学域等の協力を得て、学術研究部研究推進課において処理する。

(雑則)

第25条 この内規に定めるもののほか、研究に係る不正行為が生じた場合における措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成27年3月27日から施行する。

2 国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為に対する措置に関する要項（平成19年10月24日制定）は廃止する。

附 則

この内規は、平成27年8月3日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年7月1日から施行し、令和3年5月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年10月1日から施行する。

<改正記録>

- H28. 3. 29 研究推進・社会連携機構細則の改正に伴う改正
- R 3. 7. 1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正に伴う改正
- R 6. 3. 25 事務組織の改編に伴う改正
- R 7. 10. 1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則った改正